地方独立行政法人鳥取県産業技術センター組織規程

制 定 平成19年4月1日 最終改正 令和3年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(以下「センター」という。)の業務を 適正に遂行するため、センターの組織について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 本部及び各事務所

(本部)

第2条 センターは、主たる事務所を鳥取市若葉台南七丁目1番1号に置く。

(事務所)

第3条 センターの業務を遂行するため、次のとおり事務所を設置する。

名称	所 在 地
電子・有機素材研究所	鳥取市若葉台南七丁目1番1号
機械素材研究所	米子市日下1247番地
食品開発研究所	境港市中野町2032番地3

第3章 組織

(各部・所)

- 第4条 センターに、次の部及び所を置く。
 - (1) 総務部
 - (2) 企画・連携推進部
 - (3) 電子·有機素材研究所
 - (4) 機械素材研究所
 - (5)食品開発研究所
 - 一部改正〔平成24年4月〕〔平成27年4月〕

(総務部)

- 第5条 総務部は、センターの財務会計・予算管理、調達業務、人事・給与・労務管理、財産管理、情報公開・個人情報保護業務、法務管理、安全衛生管理等の業務を所掌するほか、センターの経営方針に関する業務を行う。
- 2 前項の業務を分掌するため、総務室を設置する。
 - 一部改正〔平成27年4月〕〔平成31年4月〕

(企画・連携推進部)

- 第5条の2 企画・連携推進部は、研究方針の企画立案、広報、情報化の企画調整、情報セキュリティに係る業務の企画推進、情報ネットワーク及び関連システムの企画管理、業務の実施に係る総合調整及びセンターの経営方針に関する業務並びに企業等との技術連携に関する業務を行う。
- 2 前項の業務(企業等との技術連携に関する業務を除く)を分掌するため、企画室を設置する。
- 3 企画室は、技術支援、依頼試験、研究開発等に関する業務を行う必要が生じたときは、これらの業 務を行うことができる。

追加〔平成27年4月〕一部改正〔平成30年4月〕〔平成31年4月〕〔令和3年4月〕

(電子・有機素材研究所)

- 第6条 電子・有機素材研究所は、電子、有機材料及び発酵生産の分野に関する技術支援、依頼試験、研究開発等及びこれに関係する事務管理の業務を行う。
 - 一部改正〔平成 20 年 4 月〕〔平成 23 年 4 月〕〔平成 27 年 7 月〕〔平成 29 年 12 月〕 〔平成 31 年 4 月〕

(機械素材研究所)

- 第7条 機械素材研究所は、機械・金属等分野に関する技術支援、依頼試験、研究開発等及びこれに関係する事務管理の業務を行う。
 - 一部改正 [平成 20 年 4 月] [平成 24 年 4 月] [平成 27 年 7 月] [平成 31 年 4 月]

(食品開発研究所)

- 第8条 食品開発研究所は、食品開発に関する技術支援、依頼試験、研究開発等及びこれに関係する事務管理の業務を行う。
 - 一部改正〔平成 20 年 4 月〕 〔平成 22 年 4 月〕 〔平成 23 年 4 月〕 〔平成 25 年 4 月〕 〔平成 27 年 7 月〕 〔平成 31 年 4 月〕

第4章 運営審議組織

(役員会)

- 第9条 センターに役員会を置く。
- 2 役員会は、センターの運営に関する重要事項について、理事長の意思決定に先立ち審議を行うものとする。
- 3 役員会は、理事長、理事及び監事をもって構成する。
- 4 役員会は、理事長が招集するものとし、理事長が議長を務める。
- 5 その他役員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第5章 諮問組織

(研究評価委員会)

- 第10条 センターに、研究評価委員会を置く。
- 2 研究評価委員会は、理事長の諮問に応じて研究課題の設定及び評価に関する事項について審議を 行う。
- 3 研究評価委員会に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(人事等評価委員会)

- 第11条 センターに、人事等評価委員会を置く。
- 2 人事等評価委員会は、センター職員の人事、給与制度等に関し調査及び審議等を行う。
- 3 人事等評価委員会に関する必要な事項は、理事長が別に定める。
 - 一部改正〔平成23年4月〕

(経営企画委員会)

- 第12条 センターに、経営企画委員会を置くことができる。
- 2 経営企画委員会は、理事長の諮問に応じてセンターの経営全般に関する提言等を行う。
- 3 経営企画委員会に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第6章 苦情処理共同調整会議

(苦情処理共同調整会議)

第13条 センターに、地方公営企業等の労働関係に関する法律第13条第1項に規定する苦情処理共

同調整会議を置く。

2 苦情処理共同調整会議に関する必要な事項は、別に定める。 追加〔令和3年4月〕

第7章 職制

(部・所長及びその他の職)

第14条 部及び所に次の職を置き、所管する部又は所の業務を執行するものとする。

部 所 名	職名
総務部	部長、次長、室長、参事、室長補佐、主幹、上席研究員、係長、
	副主幹、主事、主任研究員、研究員
企画·連携推進部	部長、次長、室長、参事、室長補佐、主幹、技術支援マネージャ
	一、上席研究員、係長、副主幹、主事、主任研究員、研究員
電子•有機素材研究所	所長、副所長、参事、所長補佐、グループ長、上席研究員、係長
	、主事、主任研究員、研究員
機械素材研究所	所長、副所長、参事、所長補佐、グループ長、上席研究員、係長
	、副主幹、主事、主任研究員、研究員
食品開発研究所	所長、副所長、参事、所長補佐、グループ長、上席研究員、係長
	、副主幹、主事、主任研究員、研究員

一部改正 [平成 19 年 9 月] [平成 21 年 4 月] [平成 23 年 4 月] [平成 24 年 4 月] [平成 26 年 4 月] [平成 27 年 4 月] [平成 30 年 4 月] [平成 31 年 4 月] [令和 3 年 4 月]

- 2 (削除 平成23年4月)
- 3 (削除 平成 20 年 4 月)

(総務部長の統括管理)

第15条 総務部長は、理事長の命のもと、センターの業務全般を統括管理するものとする。 追加「平成23年4月〕一部改正「平成24年4月〕「平成27年4月〕

第8章 雑則

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、センターの組織に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第13条については、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成27年7月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成29年12月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年4月16日から施行する。 附 則
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。